

エラー内容

高齢者福祉サービス【特別養護老人ホーム】 施設状況票

(入力例のPDFはこちら)

K-A

法人名 (個人事業主の場合は氏名)	社会福祉法人 道德福祉会	年度	顧客コード	拠点コード	施設票番号
		2021	13350	004	003

**施設状況票入力にあたってのお願い**

- 施設の状況をご確認の上、入力欄（太枠内）を入力してください。また、入力されている内容が誤っている場合は修正してください。
- 各項目の記入にあたり、指定がない場合は、会計期間末日の状況をご記入ください。
- 一つの建物で複数の事業を行っている場合など、事業ごとに按分が必要な場合は各事業で調整してください。また、同じ職員が複数事業で勤務している場合などは、勤務時間や人件費等で従事者数を按分してください。

作成担当者	遠藤佐代子	電話番号	052-612-6600	※14桁以内の半角数字とハイフンで入力してください。	FAX番号 (任意)	052-612-6543
-------	-------	------	--------------	----------------------------	---------------	--------------

1. 施設の概要

施設名	特別養護老人ホームはるかぜ				介護保険 事業所番号	2371201001									
施設の所在地	郵便番号	457-0802	※3桁の半角数字とハイフンと4桁の半角数字の郵便番号を入力してください。(例: 105-8486)												
	住所	愛知県名古屋南区要町4丁目13番地													
開設年月日	西暦	2005	年	4	月	1	日	指定管理者の指定		※行政から指定管理者として指定を受けて施設を運営している場合は「1」を入力してください。					
土地・建物の所有状況	※次の選択肢1~4からお選びください。(選択肢:[1]法人所有 [2]全て賃借(借地) [3]一部賃借(借地) [4]その他)														
	土地の所有状況	1	建物の所有状況	1											
公有地等の状況	※土地(建物)の一部に公有地(公設の建物)を含む場合は「1」を入力してください。														
	公有地の有無		公設の建物の有無												
全面建替の竣工時期	西暦		年		月	※開設から全面建替を行っていない場合は空欄にしてください。 また、複数回行われている場合は直近の竣工時期を記入してください。									
地域区分	3	※介護報酬における地域区分について、次の選択肢1~8からお選びください。 (選択肢:[1]1級地 [2]2級地 [3]3級地 [4]4級地 [5]5級地 [6]6級地 [7]7級地 [8]その他)													
会計期間	西暦	2021	年	4	月	1	日	~	西暦	2022	年	3	月	31	日
施設状況票の作成対象について	1	※次の選択肢からお選びください(選択肢:[1]本体事業 [2]サテライト事業 [3]本体事業(サテライト含む))。本体施設とサテライト施設の決算区分が同じ場合は「3 本体事業(サテライト含む)」を選択し、利用状況や従事者の状況についてはサテライトを含んだ人数を記入してください。													

2. 利用状況

定員の変更(年度内)		※年度内に定員を変更した場合は「1」を入力し、右欄に変更した時期を入力してください。 年度内に複数回の変更した場合は、直近の変更内容を入力してください。	変更時期	西暦		年		月
------------	--	---	------	----	--	---	--	---

【定員と年間延べ利用者数】

種類	ユニット数	定員		延べ利用者数(年間)							計	利用率
		当初(期首)	変更後(期末)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他			
ユニット型個室	10	100	0			6,110	16,431	8,607			31,148	
ユニット型個室的多床室		0	0								0	
従来型個室		0	0								0	
多床室		0	0								0	(参考)利用率
合計	10	100	0	0	0	6,110	16,431	8,607	0	31,148	85.3%	

【施設に特徴的な項目】

年度末(決算月末)における待機登録者数(実人数)		68人	入所判定委員会開催回数(年)	4回	
看取り体制の整備状況	1	※看取りの実施や看取り介護加算が取得できる体制等が整っている場合は「1」を入力してください。 対応実績がある場合は右の実績人数欄に実人数を入力してください。		実績人数	14人

【その他】

介護給付費以外の利用者の実費負担	食費(1日あたり)	1,392円	居住費(1日あたり)	2,300円	※運営規程等で定められていない場合は平均的な金額を入力してください。
	その他(1日あたり)	0円			

延べ利用者数における利用者負担額4段階以上の割合

19.8 %

### 3. 加算等の状況

加算の算定状況について伺います。会計期間内に算定した実績があるもの全てに「1」を入力してください(プルダウンによる入力も可能)。

日常生活継続支援加算(Ⅰ)		日常生活継続支援加算(Ⅱ)	1	看護体制加算(Ⅰ)イ	
看護体制加算(Ⅰ)ロ	1	看護体制加算(Ⅱ)イ		看護体制加算(Ⅱ)ロ	1
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ		夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ		夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ		夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ		夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ		夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	1	準ユニットケア加算	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		生活機能向上連携加算(Ⅱ)		個別機能訓練加算(Ⅰ)	1
個別機能訓練加算(Ⅱ)		ADL維持等加算(Ⅰ)		ADL維持等加算(Ⅱ)	
若年性認知症入所者受入加算		初期加算		再入所時栄養連携加算	
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)		障害者生活支援体制加算(Ⅱ)		退所前訪問相談援助加算	
退所後訪問相談援助加算		退所時相談援助加算		退所前連携加算	
栄養マネジメント強化加算		経口移行加算		経口維持加算(Ⅰ)	
経口維持加算(Ⅱ)		口腔衛生管理加算(Ⅰ)		口腔衛生管理加算(Ⅱ)	
療養食加算		配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)		配置医師緊急時対応加算(深夜)	
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日以前31日以上45日以下)	1	看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日以前4日以上30日以下)	1	看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日前日及び前々日)	1
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日)		看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日以前31日以上45日以下)		看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日以前4日以上30日以下)	
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日前日及び前々日)		看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日)		在宅復帰支援機能加算	
在宅・入所相互利用加算		認知症専門ケア加算(Ⅰ)		認知症専門ケア加算(Ⅱ)	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)		排せつ支援加算(Ⅰ)		排せつ支援加算(Ⅱ)	
排せつ支援加算(Ⅲ)		排せつ支援加算(Ⅳ)		自立支援促進加算	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1	安全対策体制加算	1
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)					

### 4. 従事者の状況

従事者の状況について伺います。会計期間内の10月1日時点の状況を入力してください(小数点第一位まで)。派遣職員等の常勤換算には業務委託による従事者を含みます。

主 な 職 種 の 内 訳	常勤職員(a)	非常勤職員の常勤換算(b)	派遣職員等の常勤換算(c)	合計(a)+(b)+(c)	主 な 職 種 の 内 訳	常勤職員(a)	非常勤職員の常勤換算(b)	派遣職員等の常勤換算(c)	合計(a)+(b)+(c)
施設長	1.0			1.0	機能訓練指導員	1.0	0.1		1.1
医師(嘱託医は除く)		0.1		0.1	(うち理学療法士)		0.1		0.1
生活相談員	1.0			1.0	(うち作業療法士)				0.0
看護師等	4.0	0.0		4.0	(うち言語聴覚士)				0.0
介護職員	36.0	9.4		45.4	(うち看護師)	1.0			1.0
(うち介護福祉士)	27.0	3.9		30.9	介護支援専門員	1.0			1.0
事務員	1.0			1.0	宿直				0.0
栄養士	1.0			1.0	その他		1.6		1.6
調理員				0.0	合 計	46.0	11.2	0.0	57.2

### 5. 委託の状況

委託の状況について伺います。該当するもの全てに「1」を入力してください(プルダウンによる入力も可能)。

給食業務(全面委託)	1	給食業務(一部委託)		清掃		洗濯		送迎		宿直		労務管理		会計・請求		その他・委託なし	
------------	---	------------	--	----	--	----	--	----	--	----	--	------	--	-------	--	----------	--

注)「労務管理」は、給与計算、勤怠管理、就業規則の作成等の業務を委託している場合、「会計・請求」は決算業務、介護給付費の請求等の業務を委託している場合が該当します。